



市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):九州地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	合併後					備考	使用料統一の状況					
						基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	家庭20m3 使用料 (円/月)	累進度			合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期		
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量					H18年度未まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定
長崎県	42201	長崎市	42201	長崎市	H17.1.4	-	1050	3150	-	23.0	原則として長崎市の制度に統一。ただし、旧町区域については、急激な料金変化とならないようH21年度未まで(旧外海町区域はH25年度未まで)緩和措置を講じる。	1					
長崎県	42301	香焼町				-	1050	3150	-	15.0							
長崎県	42302	伊王島町				-	703	2698	-	8.3							
長崎県	42303	高島町				-	367	1260	-	2.4							
長崎県	42304	野母崎町				-	945	3045	-	5.7							
長崎県	42305	三和町				-	735	1575	-	7.0							
長崎県	42315	外海町				-	588	2478	-	3.0							
長崎県	42204	諫早市	42204	諫早市	H17.3.1	10	987	2299	2.4	1.8	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する(合併協議会HP)						
長崎県	42306	多良見町				10	1050	2625	2.8	1.9							
長崎県	42341	森山町				-	-	-	-	-							
長崎県	42342	飯盛町				-	-	-	-	-							
長崎県	42343	高来町				5	525	2493	1.3	1.0							
長崎県	42344	小長井町				7	630	2131	2.2	1.7							
長崎県	42368	南串山町	42213	雲仙市	H17.10.11	-	-	-	-	-	水道料金を勘案し、新市において調整する。ただし、小浜町特環公共地区は現行どおり。なお、その間は旧町の例による。						
長崎県	42367	小浜町				750円+500円/人	-	2360	-	-							
長崎県	42366	千々石町				5	1050	2940	0.6	1.0							
長崎県	42365	愛野町				-	-	-	-	-							
長崎県	42364	吾妻町				-	-	-	-	-							
長崎県	42362	国見町				-	-	-	-	-							
長崎県	42201	長崎市				42201	長崎市	H18.1.4	-	1050			3150	-	23.0	合併時に統一(長崎市の例による)	1
長崎県	42309	琴海町	42202	佐世保市	H18.3.31	10	974	2349	2.4	1.7	合併時に統一(佐世保市の例による)	1					
長崎県	42202	佐世保市															
長崎県	42384	宇久町															
長崎県	42390	小佐々町															
熊本県	43202	八代市	43202	八代市	H17.8.1	8	867	2795	1.6	1.1	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において審議会等を設置し、H18年度から事業区分ごとに統一するよう調整する。(合併協議会HP)						
熊本県	43461	坂本村				-	-	-	-	-							
熊本県	43462	千丁町				8	1050	2625	1.0	1.0							
熊本県	43463	鏡町				8	1050	2625	1.0	1.0							
熊本県	43466	東陽村				-	-	-	-	-							
熊本県	43467	泉村				-	-	-	-	-							
熊本県	43206	玉名市	43206	玉名市	H17.10.3	8	1417	2761	1.5	1.3	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において早急に全体計画の見直しを行い、適正な金額を定め統一する。						
熊本県	43361	岱明町				8	1050	2688	1.3	1.2							
熊本県	43362	横島町				-	-	-	-	-							
熊本県	43363	天水町				-	-	-	-	-							
熊本県	43208	山鹿市	43208	山鹿市	H17.1.15	10	1375	3108	1.7	1.3	累進制、定額制の違いや料金格差があるため、合併時には現行のとおりとし、繰入金や経営状況を踏まえH22年度からを目処に統一する。なお、公共と農集の料金は、公平性の観点から同一制度を検討。						
熊本県	43381	鹿北町				-	-	-	-	-							
熊本県	43382	菊鹿町				-	-	-	-	-							
熊本県	43383	鹿本町				1500円+600円/人	-	3300	-	-							
熊本県	43384	鹿央町				-	-	-	-	-							
熊本県	43210	菊池市	43210	菊池市	H17.3.22	8	1008	3528	1.7	1.0	公共下水道(旧菊池市)の使用料は現行のまま。特環及び農集の使用料は、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に新市において調整。						
熊本県	43401	七城町				1500円+500円/人	-	3000	-	-							
熊本県	43402	旭志村				-	-	-	-	-							
熊本県	43406	泗水町				1500円+500円/人	-	3000	-	-							
熊本県	43514	あさぎり町	43514	あさぎり町	H15.4.1	8	1260	3150	1.0	1.0	合併時に統一(上村、免田村、深田村の例による)	1					
熊本県	43502	上村															
熊本県	43503	免田村															
熊本県	43504	岡原村															
熊本県	43508	須恵村															
熊本県	43464	竜北町	43468	氷川町	H17.10.1	-	-	-	-	-	HPIに記載なし。						
熊本県	46465	宮原町				-	-	-	-	-							
熊本県	43216	合志市	43216	合志市	H18.2.27	-	493	1543	-	1.0	現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する(合併協議会HP)						
熊本県	43407	西合志町				8	577	1711	1.3	1.0							
熊本県	43369	和水町	43369	和水町	H18.3.1	人頭制使用料	-	4200	-	-	HPIに記載なし。						
熊本県	43366	三加和町				-	-	-	-	-							
熊本県	43207	本渡市	43215	天草市	H18.3.27	-	735	2772	-	8.2	現行のまま新市に引き継ぎ、H21年度までに統一する。また、使用料体系は、合併までに従量制に統一する。(合併協議会HP)						
熊本県	43209	牛深市				-	-	-	-	-							
熊本県	43523	有明町				-	-	-	-	-							
熊本県	43526	御所浦町				-	-	-	-	-							
熊本県	43527	倉岳町				-	-	-	-	-							
熊本県	43528	栖本町				-	-	-	-	-							
熊本県	43529	新和町				-	-	-	-	-							
熊本県	43530	五和町				-	-	-	-	-							
熊本県	43532	天草町				5	840	3517	1.1	1.0							
熊本県	43533	河浦町				5	630	2835	1.0	1.0							

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):九州地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	家庭20m3 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期			
															H18年度未まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
大分県	44203	中津市	44203	中津市	H17.3.1	8	1207	3150	1.4	1.4	合併時に統一(中津市の例による。農業の使用料は当分の間現行どおりとし、採算性などを考慮して統一。)	1						
大分県	44501	三光村																
大分県	44502	本耶馬溪町																
大分県	44503	耶馬溪町																
大分県	44504	山国町	44204	日田市	H17.3.22	10	1450	3010	1.6	1.5	H16年度及びこれに続く5年間は、日田市、大山町各々の例による。その後は、次の算定基準に基づく料金を適用する。 維持管理費100%+資本費回収率50%(日田市)、40%(大山町)	1						
大分県	44204	日田市																
大分県	44481	前津江村																
大分県	44482	中津江村																
大分県	44483	上津江村																
大分県	44484	大山町																
大分県	44485	天瀬町																
大分県	44205	佐伯市	44205	佐伯市	H17.3.3	5	620	2645	1.4	1.3	当分の間現行どおりとし、新市において調整する。(合併協議会HP)	1						
大分県	44401	上浦町																
大分県	44402	弥生町																
大分県	44403	本匠村																
大分県	44404	宇目町																
大分県	44405	直川村																
大分県	44406	鶴見町																
大分県	44407	米水津村																
大分県	44408	蒲江町																
大分県	44206	臼杵市	44206	臼杵市	H17.1.1	10	1310	2780	1.6	1.4	現行のまま新市に引き継ぎ、H22年度の統一を目指す。	1						
大分県	44421	野津町																
大分県	44210	杵築市	44210	杵築市	H17.10.1	10	1050	2625	1.6	1.1	当分の間現行どおりとし、新市において統一を図る。	1						
大分県	44342	山香町																
大分県	44301	大田村																
大分県	44211	宇佐市	44211	宇佐市	H17.3.31	8	1050	2800	1.4	1.3	一般汚水は当分の間は、現行のとおりとし、新市で速やかに統一を図る。公衆浴場汚水は、宇佐市の例による。(合併協議会HP)	1						
大分県	44521	院内町																
大分県	44522	安心院町																
大分県	44321	国見町	44214	国東市	H18.3.31	8	1050	2688	1.2	1.2	当分の間現行のとおり。	1						
大分県	44323	国東町																
大分県	44324	武蔵町																
大分県	44325	安岐町																
宮崎県	45423	南郷村	45431	美郷町	H18.1.1	10	1299	2789	1.1	1.1	旧南郷村、西郷村は公共下水道事業未着手							
宮崎県	45424	西郷村																
宮崎県	45425	北郷町	45202	都城市	H18.1.1	-	600	2000	-	5.8	1050円+630円/人	2940	1					
宮崎県	45342	山之口町																
宮崎県	45343	高城町																
宮崎県	45344	山田町																
宮崎県	45345	高崎町																
宮崎県	45201	宮崎市	45201	宮崎市	H18.1.1	10	714	1659	2.3	1.7	合併時に統一(宮崎市の例による)	1						
宮崎県	45302	田野町																
宮崎県	45303	佐土原町																
宮崎県	45381	高岡町																
宮崎県	45203	延岡市	45203	延岡市	H18.2.20	10	672	1386	2.5	2.4	合併時に統一(延岡市の例による)	1						
宮崎県	45426	北方町																
宮崎県	45428	北浦町																
宮崎県	45206	日向市	45206	日向市	H18.2.25	-	525	2625	-	1.0	旧東郷町は公共下水道事業未着手							
宮崎県	45422	東郷町																
宮崎県	45205	小林市	45205	小林市	H18.3.20	8	1365	2751	0.7	1.0	旧須木村は公共下水道事業未着手							
宮崎県	45363	須木村																

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):九州地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	合併後					備考	使用料統一の状況					
						基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	家庭20m3 使用料 (円/月)	累進度			合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期		
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量					H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定
鹿児島県	46202	川内市	46215	薩摩川内市	H16.10.12	-	1680	3076	-	1.8	当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する(合併協議会HP)	1					
鹿児島県	46381	樋脇町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46382	入来町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46383	東郷町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46387	祁答院町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46388	里村				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46389	上甑村				3	504	2646	0.8	1.0							
鹿児島県	46390	下甑村				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46391	鹿島村				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46461	大隅町	46217	曾於市	H17.7.1	-	525	2415	-	1.0	旧大隅町と財部町は公共下水道事業未着手						
鹿児島県	46463	財部町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46464	末吉町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46205	串木野市	46219	いちき串木野市	H17.10.11	-	395	1792	-	2.4	旧市来町は公共下水道事業未着手						
鹿児島県	46361	市来町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46212	国分市	46218	霧島市	H17.11.7	-	367	1732	-	2.2	新市において5年を目途に統一する。	1					
鹿児島県	46444	満辺町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46445	横川町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46448	牧園町				-	367	1522	-	2.5							
鹿児島県	46449	霧島町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46450	隼人町				-	367	1732	-	2.2							
鹿児島県	46451	福山町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46465	松山町	46221	志布志市	H18.1.1	-	-	-	-	-	合併協議会HPなし						
鹿児島県	46466	志布志町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46467	有明町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46210	指宿市	46210	指宿市	H18.1.1	-	441	2079	-	2.6	合併時に統一(指宿市の例による)	1					
鹿児島県	46322	山川町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46324	開聞町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46203	鹿屋市	46203	鹿屋市	H18.1.1	-	367	1732	-	1.8	今までどおりとする(合併協議会HP)						
鹿児島県	46462	輝北町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46481	串良町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46485	吾平町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46208	出水市	46208	出水市	H18.3.13	10	945	1732	1.3	1.6	当分の間現行のとおりとし、新市において料金の統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する(合併協議会HP)	1					
鹿児島県	46401	野田町				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46402	高尾野町				10	1050	1890	1.3	1.6							
鹿児島県	46207	名瀬市	46222	奄美市	H18.3.20	-	525	2131	-	1.6	当面は現行のとおりとし、新市において調整する。また、調整により負担が増加する使用者に対し、段階的に調整を行う(合併協議会HP)	1					
鹿児島県	46526	住用村				-	-	-	-	-							
鹿児島県	46528	笠利町				-	525	2520	-	1.4							
沖縄県	47202	石川市	47213	うるま市	H17.4.1	10	504	1113	2.3	1.9	合併時に統一(家庭用污水・公衆浴場污水は具志川市の料金に統一し、それ以外の污水は業務用とし、石川市の業務用料金に統一)	1					
沖縄県	47203	具志川市				-	-	-	-	-							
沖縄県	47322	与那城町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47323	勝連町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47206	平良市	47214	宮古島市	H17.10.1	8	550	1330	1.5	1.5	公共下水道は旧平良市のみ(農漁集の使用料は、当分の間現行のとおりとし、負担公平性の観点から、新市において随時調整し、従量制による料金体系に統一)						
沖縄県	47371	城辺町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47372	下地町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47373	上野村				-	-	-	-	-							
沖縄県	47374	伊良部町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47345	玉城村	47215	南城市	H18.1.1	-	-	-	-	-	現行のとおり新市に引き継ぎ、負担公平性の観点から、新市において3年を目処に調整し、統一を図る(合併協議会HP)。市HPに使用料の記載無し	1					
沖縄県	47346	知念村				-	-	-	-	-							
沖縄県	47347	佐敷町				-	-	-	-	-							
沖縄県	47349	大里村				-	-	-	-	-							
沖縄県	47343	東風平町	47362	八重瀬町	H18.1.1	-	-	-	-	-	公共下水道と農・漁集の使用料は、適切な料金のあり方を新市において検討する(合併協議会HP)	1					
沖縄県	47344	具志頭村				-	-	-	-	-							